

議案第25号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改める。

第2条中第4項を同条第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務

時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、同条第2項中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項中「ところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員）」を「ところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員）」に改め、「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」を「8日（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上）の週休日」に、「週休日を設ける場合」を「週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。